

平成29年度 南部保健所行動計画

I-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

- ◆ 健康づくり関係者と協働しながら、青壯年期の健康づくり及び生活習慣病の重症化予防を推進します。
- ◆ 市民による主体的な健康づくりが実践できるよう機運の醸成を図ります。
- ◆ 健康無関心層への働きかけ及び自然と健康的に生活できる社会環境の整備を図ります。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携～

- ◆ 佐伯市と協働して、在宅医療・介護連携体制の整備を推進します。
- ◆ 多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムを推進します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ◆ 健康危機管理連絡会議を通じて管内各関係機関との連携を図るとともに、健康危機管理訓練の実施等により、健康被害発生時の迅速かつ適切な対応を図ります。
- ◆ ホームページ、Eメール等を活用し、適時、感染症などの健康危機管理情報を地域住民や社会福祉施設関係者等へ提供します。
- ◆ 消毒インストラクターフォローアップ講習会や食中毒予防啓発講習の開催等を通じて、感染症予防や食中毒防止に係る社会福祉施設関係者等への周知を図ります。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ◆ 地域の環境保全団体等で構成する環境保全ネットワークを構築します。
- ◆ 環境教育を推進します。
- ◆ 事業場排水や生活排水の対策を推進します。
- ◆ 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策を強化します。

I -① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

現状と課題

平成26年度から、関係機関と一緒に、働き盛りの健康づくり対策に取り組み、健康経営事業所への登録数は増えてきた。しかし、職場ぐるみの取組に格差が見られる。

平成28年度県民健康意識行動調査では、がん検診を「受けた」と回答した割合が県内他市町村と比較して低く、特に乳がん検診は28.0%（県平均34.0%）と県内で最も低かった。また、高血圧症等の要因のひとつとされる食塩摂取量は男性が県平均より高かった。

また、国保診療レセプト（平成27年5月分）では、糖尿病の有病率も県内他市町村と比較して高く、特に神経障害や網膜症の有病率が高い。

このような現状から、健康寿命の延伸のためには、佐伯市や健康づくり関係者と協働しながら、青壮年期の健康づくり及び生活習慣病の重症化予防を推進していくとともに、市民による主体的な健康づくりが実践できるよう機運の醸成を図る必要がある。また、健康無関心層への働きかけ及び自然と健康的に生活できる社会環境の整備を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 働き盛り世代の健康づくり対策の実施

- (1) 管内中小企業への健康づくりの支援
 - ①未登録事業所対策
 - ②登録事業所対策
 - ③認定事業所対策
- (2) 地域職域連携会議の開催
- (3) 健康経営事業所応援セミナーの開催
- (4) 総合的な自殺対策の推進

2 地域の健康課題に応じた対策の推進

- (1) 地域の健康課題対策推進事業の実施
 - ①がん検診の受診機会の拡大
 - ②健康無関心層への働きかけ
- (2) 糖尿病専門医・おおいた糖尿病相談医との連絡会の開催

3 健康を支援する環境の整備

- (1) 健康応援団登録（受動喫煙部門、食の環境整備部門）
- (2) うま塩メニュー提供店の拡大、広報・活用推進

目標指標

1 働き盛り世代の健康づくり対策の実施

- (1) 生涯健康県おおいた21推進協力事業所（健康経営部門）登録数の増加
77か所 ⇒ 87か所
- (2) 認定事業所数の増加
27か所 ⇒ 30か所
- (3) 歩いて健康No.1決定戦への参加事業所数の増加
2か所 ⇒ 4か所
- (4) 健康経営事業所応援セミナー参加事業所数の増加
16か所 ⇒ 20か所

2 地域の健康課題に応じた対策の推進

- (1) 検診車によるがん検診の実施（年1回）
- (2) 健康講話等の実施（佐伯市防災フェスタ等）（年2回）
- (3) 健康講話等の実施（自主防災組織を対象）（年10回）
- (4) 糖尿病専門医・おおいた糖尿病相談医との連絡会の開催（年1回）

3 健康を支援する環境の整備

- (1) 健康応援団（受動喫煙部門）登録事業所数の増加
38か所 ⇒ 48か所
- (2) 健康応援団（食の環境整備部門）登録事業所の増加
15か所 ⇒ 16か所
- (3) うま塩メニュー提供店数の増加
2か所 ⇒ 3か所

I-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

佐伯市の高齢化率は37.8%※1であり、将来推計※2ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2025年には42.2%、2040年には44.5%とおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。

このような実情を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築のため、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供されるよう、医療・介護連携のさらなる推進が必要である。

南部保健所管内では、平成25年度から佐伯市医師会・佐伯市と協働して在宅医療・介護連携体制の整備に取組んできた。

平成27年度からは、佐伯市が中心となり「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでおり、事業が効率的・効果的に実施できるよう支援を行っている。

引き続き、多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

※1 県統計調査課「大分県の人口推計（平成28年10月1日現在）」

※2 国立社会保障・人口問題研修所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携の推進及び人材育成への支援
 - (1) 高齢者にやさしい地域づくり協議会への参画
 - (2) 在宅医療・介護連携推進事業への支援
 - (3) 佐伯市の介護予防に係る人材育成への支援

2 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 介護予防圏域検討会議の開催
- (2) 病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員連携会議及び研修の実施

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携の推進及び人材育成への支援
 - (1) 高齢者にやさしい地域づくり協議会への参画（各3回）
(本協議会、在宅医療・介護連携部会、認知症部会)
 - (2) 介護予防従事者を対象とした研修の企画・立案への支援
(年2回)

2 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1) 介護予防圏域検討会の開催（年1回）
- (2) 佐伯地域看護ネットワーク推進会議（年7回）
- (3) 介護施設・医療機関等連携推進会議（年1回）
- (4) 医療機関と在宅を結ぶ看護職相互交流研修
(年1回、参加者30人)

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

現状と課題

インフルエンザ等の感染症の集団発生や食品等による健康被害は全国的に後を絶たない。また、新型インフルエンザや Dengue熱などの新興・再興感染症の発生も懸念されている。

保健所は健康危機管理の拠点として、平常時から種々の健康危機管理事案の発生に備え、佐伯市、佐伯市医師会等関係機関相互の協力体制の確立及び予防対策や事案発生時の迅速かつ適切な対応による健康被害の拡大防止を図る必要がある。

また、佐伯地域は、南海トラフ巨大地震等による津波浸水被害が予測される地域であることから、災害時における保健所機能の維持を図るための方策を講じる必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理体制の充実

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催
- (2) 健康危機管理情報の提供（ホームページ、Eメール等）

2 健康危機管理訓練の実施

- (1) 一類感染症等患者搬送訓練
- (2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力訓練
- (3) 衛星携帯電話通話訓練
- (4) 南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練

3 平時の感染防止対策の強化

- (1) 消毒インストラクター^{※1}フォローアップ講習会の開催
- (2) 社会福祉施設の概要把握

4 食品による健康被害防止対策の実施

- (1) 食中毒予防啓発講習の実施

目標指標

1 健康危機管理体制の充実

- (1) 健康危機管理連絡会議（年1回以上）
- (2) 健康危機管理情報の提供
 - ①あなたの街の感染症情報のホームページ掲載（毎週）
 - ②Eメール等による情報発信（適時）



2 健康危機管理訓練の実施

- (1) 各訓練を年1回以上実施

3 平時の感染防止対策の強化

- (1) 消毒インストラクターフォローアップ講習会（年1回）
- (2) 施設概要調査票（フェイスシート）の更新

4 食品による健康被害防止対策の実施

- (1) 食中毒予防啓発講習（ノロウイルス対策）の実施
 - ①出前講座（適時）
 - ②食品衛生講習（年4回）

※1 消毒等に関する専門的な知識及び技術を有する社会福祉施設等の職員。保健所での講習受講後に、筆記試験、実技試験に合格した者を消毒インストラクターとして認定している。

III おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

大分県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開してきたが、参加者数の伸び悩みや高齢化などにより、活動が縮小傾向になってきた。そのため、平成28年度からは「ごみゼロおおいた作戦」をステップアップさせた「おおいたうつくし作戦」を展開している。地域活性化（まちづくり）の視点を盛り込むことで若い世代を巻き込むなど、裾野拡大と担い手の確保を図り、県民総参加の取組にしていく必要がある。

佐伯市は、「さいき903エコプラン（環境基本計画）」で、「人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」の創造に取り組んでいる。特に、第1次佐伯市総合計画で「番匠川を九州一の清流に」を目標に掲げていることから、豊かな水環境の創出のため、小規模事業場排水対策や生活排水対策を推進する必要がある。特に、生活排水処理施設である浄化槽からの放流水質を適正に保つため、浄化槽設置者（管理者）に対し、保守点検、清掃の実施及び法定検査の受検の徹底を指導する必要がある。

また、不法投棄などの廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たず、平成28年度は管内で14件（平成26年度5件、平成27年度4件）の通報が寄せられており、関係行政機関と連携して不法投棄・不適正処理対策を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり**
 - (1) おおいたうつくし推進隊等の団体、行政機関等で構成された環境保全ネットワーク「地域連絡会」の開催
 - (2) 環境教育アドバイザーの派遣等による環境教育の推進
- 2 豊かな水環境保全の推進**
 - (1) 小規模事業場（日排水量50m³未満）立入検査計画に基づく監視指導の実施
 - (2) 生活排水対策の推進
 - ①浄化槽法定検査未受検者への指導の実施
 - ②浄化槽管理者講習会の開催
- 3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進**
 - (1) 関係行政機関で構成された南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催

目標指標

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり**
 - (1) 「地域連絡会」の開催（年1回）
 - (2) 環境教育アドバイザーの派遣（年5回、参加者数150名）
- 2 豊かな水環境保全の推進**
 - (1) 立入検査計画に対する監視指導率（100%）
 - (2) 浄化槽管理者への指導・啓発
 - ①浄化槽法定検査未受検者への文書指導率（100%）
 - ②浄化槽管理者講習会の開催（年4回）
- 3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進**
 - (1) 南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催（年1回）